

大学院学則第12条第9号〔入学資格の弾力化〕に係る審査基準及びその他学術院が必要と認める書類について

事 項 学術院 研究群	審 査 基 準	そ の 他 学 術 院 が 必 要 と 認 め る 書 類	備 考
人文社会ビジネス科学学術院 ビジネス科学研究群			
法学学位プログラム	出願者調書及び出願書類を総合的に検討し、大学を卒業した者と同等以上の学力に達しているか判定する。	なし	
経営学学位プログラム	出願者調書及び出願書類を総合的に検討し、大学を卒業した者と同等以上の学力に達しているか判定する。	なし	

博士前期課程 [個別審査]

大学院学則第12条第12号

学校教育法施行規則第155条第1項第7号の規定により大学院に入学した者をその後に入学者をその後に入学させる本学の大学院において、教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者の大学院入学試験に係る出願・入学の条件及びその他学術院が必要と認める書類について

事 項 学術院 研究群	審 査 基 準	そ の 他 学 術 院 が 必 要 と 認 め る 書 類	備 考
人文社会ビジネス科学学術院 ビジネス科学研究群			
法学学位プログラム	出願者調書及び出願書類を総合的に検討し、大学を卒業した者と同等以上の学力に達しているか判定する。	なし	
経営学学位プログラム	出願者調書及び出願書類を総合的に検討し、大学を卒業した者と同等以上の学力に達しているか判定する。	なし	

博士前期課程 [他大学院飛び級入学]

大学院学則第14条第8号

学校教育法施行規則第156条第6号の規定により、大学院への入学に関し、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者として文部科学大臣が指定した者に係る審査基準及びその他学術院が必要と認める書類について

学術院 研究群	事項	審査基準	その他学術院が必要と認める書類	備考
人文社会ビジネス科学学術院 ビジネス科学研究群				
法学学位プログラム		出願者調書及び提出書類を総合的に審査し、修士課程を修了した者と同等以上の学力に達しているか判定する。	なし	
経営学学位プログラム		出願者調書及び提出書類を総合的に審査し、修士課程を修了した者と同等以上の学力に達しているか判定する。	なし	

博士後期課程 [文部科学大臣指定]

大学院学則第14条第9号 [入学資格の弾力化] に係る審査基準及びその他学術院が必要と認める書類について

学術院 研究群	事項	審査基準	その他学術院が必要と認める書類	備考
人文社会ビジネス科学学術院 ビジネス科学研究群				
法学学位プログラム		出願者調書及び提出書類を総合的に審査し、修士課程を修了した者と同等以上の学力に達しているか判定する。	なし	
経営学学位プログラム		出願者調書及び提出書類を総合的に審査し、修士課程を修了した者と同等以上の学力に達しているか判定する。	なし	

博士後期課程 [個別審査]